

※※ 第 号		※※ 經由町村名		※※ 整理番号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について										
※町 村 令和 . . . 受付年月日		※町 村 令和 . . . 提出 第 号		※町 村 令和 . . . 再提出 第 号		②③ 平成・令和 年度 課税 (平成・令和 年 分 所得)		②④ 請求者 所得申告 1. 無 の有無 2. 有 生活保護 1. 無 の受給 2. 有		②⑤ 配偶者 所得申告 1. 無 の有無 2. 有		②⑥ 扶養義務者 所得申告 1. 無 の有無 2. 有		所得申告 1. 無 の有無 2. 有		
<b>児童扶養手当認定請求書</b>																
あなたのことについて	① フリガナ氏名・性別		③ 生年月日		④ 障害の有無		ある・ない		⑦ 氏名(続柄)		( )		( )		( )	
	② 個人番号				⑤ 配偶者の有無		ある・ない		⑦ 個人番号							
	⑥ 住所		〒		⑦ 支払希望金融機関		※口座の名義は①と同じであること。		⑧ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(請求者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、②特定扶養親族の数、③16歳以上20歳未満の控除対象扶養親族の数))		( )人		( )人		( )人	
	⑧ 職業又は勤務先名		TEL ( )		⑨ 勤務先所在地		銀行コード		⑩ 以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童		人					
	⑩ 公的年金受給状況		種類( ) 基礎年金番号・年金コード( ) 年額( )		⑪ 児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況		種類( ) 基礎年金番号・年金コード( ) 年額( )		⑫ 養育費の取決めの有無		ある・ない					
児童のことについて	⑬ 児童の氏名(生年月日)		〔平成令和 . . .〕		〔平成令和 . . .〕		〔平成令和 . . .〕		⑭ 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額		円		円		円	
	⑮ 個人番号				⑮ 個人番号				⑮ 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額							
	⑯ 請求者との続柄・同居別居		・同居別居		・同居別居		・同居別居		母又は父に対し支払われた額							
	⑰ 監護又は養育を始めた年月日		平成令和 . . .		平成令和 . . .		平成令和 . . .		母又は父に対し支払われた額の8割相当額A							
	⑱ 障害の状態の有無		ある・ない		ある・ない		ある・ない		児童に対し支払われた額							
	⑲ 父母の状況		イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他		イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他		イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他		児童に対し支払われた額の8割相当額B							
	⑲ 父の氏名				⑲ 父の生年月日		昭・平 . . .		合計 A + B							
	⑲ 父の生年月日		昭・平 . . .		昭・平 . . .		昭・平 . . .		⑳ 障害者控除額		(障 人)(特 人) 円		(障 人)(特 人) 円		(障 人)(特 人) 円	
	⑲ 父の現在父がロ死亡・ニ生死不明・ト拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日		昭和平成令和 . . .		昭和平成令和 . . .		昭和平成令和 . . .		㉑ 障害者控除額		円		円		円	
	⑲ 母の氏名				⑲ 母の生年月日		昭・平 . . .		㉒ 配偶者特別控除額		円		円		円	
⑲ 母の生年月日		昭・平 . . .		昭・平 . . .		昭・平 . . .		㉓ 控除後の所得額		円		円		円		
⑲ 母の現在母がロ死亡・ニ生死不明・ト拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日		昭和平成令和 . . .		昭和平成令和 . . .		昭和平成令和 . . .		所得制限限度額		全部支給 円		一部支給 円		円		
⑳ 児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況		受けることができる 種類( ) 基礎年金番号・年金コード( ) 年額( )		受けることができる 種類( ) 基礎年金番号・年金コード( ) 年額( )		受けることができる 種類( ) 基礎年金番号・年金コード( ) 年額( )		関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。		令和 年 月 日		東松島市長 殿		氏名 ⑳		
㉑ 身体障害者手帳の番号及び障害等級				㉑ 身体障害者手帳の番号及び障害等級				※ 公的年金照合		あり・種類( ) なし		㉒～㉓欄及びその他の事項				
㉒ 公的年金		種類・障害等級 基礎年金番号・年金コード		㉒ 公的年金		種類・障害等級 基礎年金番号・年金コード		査 上記のとおり相違ありません。		令和 年 月 日		町村長 ㉔				
㉓ 父又は母の職業又は勤務先名				㉓ 父又は母の職業又は勤務先名				※添付書類		戸籍ニ遺棄申立書・証明 住民票ヲ現況調書 その他( )		ロ 診断書・X線フィルム ホ 保護命令決定書 リ 別居監護申立書・証明 ワ 生計維持等に関する調書		ハ 生死不明証明書 ヘ 拘禁の証明書 ヌ 前住地の所得証明書 ル 公的年金給付等受給証明書 カ 預貯金通帳の写し		
※※ 認定・却下		支給開始年月		対象児童数		支給停止		手当月額		支払期別金額		再診年月		備考		
		年 月		人		支給 一部停止 全部停止		月から 円 12月 円		月から 円 4月 円		月から 円 8月 円		(障害)		

## 注 意

- ⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- ⑩、⑪及び⑫の欄の「受けることができる」には現に受けているとき、申請中及び請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合をいいます。
- ⑩、⑭及び⑮の欄の「公的年金」とは、「遺族年金」、「母子年金」、「老齢年金」、「障害年金」、「恩給」等をいいます。
- ⑯欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- ⑰及び⑱の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- ⑲の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- ⑳の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- ㉑の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
  - 請求者については、㉒に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉓に特定扶養親族の数を、㉔に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
  - 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- ㉕の欄に言う「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は障害の状態にある20歳未満の者）をいいます。
- ㉖の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得の金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）、先物取引に係る雑所得等の金額及び租税条約適用の利子・配当等の額の合計額を記入してください。
- ㉗の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を上欄に記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄にはそれぞれの8割相当額の合計額を記入してください。
- ㉘の欄は、請求者が母である場合には、（みなし）寡婦控除及び（みなし）寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、（みなし）寡夫控除の額は控除しません。
- ㉙の欄は、同じく都道府県民税の雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得）の金額を記入してください。
- この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
  - あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
  - 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
  - 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
  - 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
  - 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真  
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は審査に際し必要と認められるもの
  - 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
    - 父又は母が生死不明の場合、(i) 父又は母が1年以上遺棄している場合、(ii) 父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(iii) 父又は母が1年以上拘禁されている場合
  - 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉚から㉜の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
  - 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は、児童が公的年金の加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
  - 請求者（母又は父を除く。）又はその扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類（当該者の戸籍の謄本又は抄本等）
  - このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは町村役場の人にお問い合わせください
- この請求書について分からないことがありましたら、町村役場の人によく聞いてください。

◎虚偽の内容を申告した場合には、手当の額の全部または一部の返還の他、一定の金額の納付を命ぜられ、また処罰される場合があります。